

2018 Saikaimizuki Report

西海みずき信用組合の状況



©SASEBO



つながる心 ひろがる笑顔

西海みずき信用組合

ごあいさつ

みなさまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、2018年版ディスクロージャー誌をまとめましたので、「西海みずき信用組合」へのご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

さて、西海みずき信用組合は、平成30年1月29日、佐世保中央信用組合と長崎県民信用組合が、対等の立場で合併し、発足いたしました。

両信用組合は創立以来、独自の歴史を築きながらも、信用組合の理念である相互扶助の精神に基づき、地元の中小企業や小規模事業者、個人の皆様方への円滑な資金供給、金融サービスの提供に真摯に取り組み、地域経済の発展に貢献してまいりました。

こうした共通の使命を持つ2つの信用組合が、各々の営業基盤と経営資源を統合することで、地域金融機関としての総合力を強化し、地域のお客様の多様かつ高度な金融ニーズにお応えすべく、合併という選択をいたしました。



常務理事 小村 泰久(代表理事) 理事長 陣内 純英(代表理事) 専務理事 野田敬一郎(代表理事)

新しい信用組合として生まれ変わることで、両信用組合がこれまで培ってきたノウハウや強みを最大限に享受することが可能となり、地元地域の中小企業や小規模事業者、個人の皆様方の生活向上に向け、これまで以上に貢献できるものと考えております。今後、より一層皆様に信頼され、ご期待にそえる信用組合を目指し、役職員一丸となって努力していく所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成30年7月

西海みずき信用組合
理事長 陣内 純英

目 次

あゆみ	1
概要、経営理念、経営方針	2
第58期(平成29年度)経営環境・事業概況	3
リスク管理体制	4
リレーションシップバンキングについて	6
個人情報保護宣言・利益相反管理方針・顧客保護等管理方針	8
反社会的勢力に対する基本方針	9
金融円滑化に関する情報開示	10
コンプライアンス(法令等遵守)体制、 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
総代会等に関する情報開示	13
組織図・役員一覧	14
業 績	15
「経営者保証に関するガイドライン」への対応	27
店舗・営業地区一覧、主要な事業の内容、手数料一覧	32
開示項目一覧	33

あゆみ (旧佐世保中央信用組合)

昭和35年 6月 佐世保中央信用組合として佐世保市京坪町に創立
 7月 開業 白濱 仁吉 理事長に就任 (初代)
 昭和37年 1月 佐世保市島地町1番地に移転
 4月 南支店開設
 昭和38年 7月 俵町支店開設
 昭和52年 4月 本店を佐世保市宮崎町に移転し、島地町支店開設
 昭和53年 12月 井上 敏雄 理事長に就任 (第二代)
 昭和62年 5月 沢村 忠 理事長に就任 (第三代)
 平成元年 5月 濱野 春治 理事長に就任 (第四代)
 平成17年 6月 長谷川 功 理事長に就任 (第五代)
 平成23年 6月 太田 和憲 理事長に就任 (第六代)
 平成27年 6月 野田敬一郎 理事長に就任 (第七代)
 平成29年 4月 長崎県民信用組合との合併に係る基本協定書を締結
 5月 長崎県民信用組合と合併契約書に調印

あゆみ (旧長崎県民信用組合)

昭和29年 3月 佐世保市信用組合として佐世保市下京町に創立
 4月 開業 小浦 総平 理事長に就任 (初代)
 昭和31年 7月 佐々支店開設
 昭和32年 5月 小村 勇 理事長に就任 (第二代)
 昭和33年 7月 潮見出張所開設 昭和34年7月支店昇格
 昭和35年 7月 北支店開設
 昭和36年 4月 大野出張所開設 昭和37年7月支店昇格
 昭和37年 7月 日宇出張所開設 昭和38年6月支店昇格
 御船出張所開設 昭和38年6月支店昇格
 昭和41年 7月 波佐見支店開設
 昭和42年 9月 稲荷支店開設
 昭和44年 7月 大島町信用組合を合併し、大島支店開設
 昭和45年 10月 相浦支店開設
 昭和46年 6月 平戸支店開設
 10月 佐世保たばこ信用組合吸収合併により、早岐支店開設
 昭和49年 7月 松浦支店開設
 昭和56年 8月 大村信用組合を合併し、大村支店開設
 名称を「長崎県民信用組合」に変更
 昭和61年 1月 小村隆太郎 理事長に就任 (第三代)
 平成23年 6月 小村 泰久 理事長に就任 (第四代)
 平成29年 4月 佐世保中央信用組合との合併に係る基本協定書を締結
 5月 佐世保中央信用組合との合併契約書に調印

あゆみ (西海みずき信用組合)

平成30年 1月 「西海みずき信用組合」発足
 陣内 純英 理事長に就任
 2月 合併記念定期預金「みずき」発売
 6月 第58期総代会開催



平成30年1月29日 合併オープニングセレモニーの様子



平成30年1月29日 合併祝賀会の様子



平成30年6月22日 第58期総代会の様子

概要

名称	／	西海みずき信用組合
所在地	／	長崎県佐世保市下京町9番12号
創立	／	昭和35年（1960年）6月21日
出資金	／	1,836百万円（優先出資含む）
店舗数	／	6店舗1出張所
職員数	／	61人
組合員数	／	56,881人
預金残高	／	32,835百万円
貸出金残高	／	16,225百万円
平成30年3月31日現在		



経営理念、経営方針

経営理念

地域に必要とされる金融機関を目指し、
地域の皆様の豊かな暮らしづくりと地域社会の
発展に貢献します。

経営方針

- ◎地域の皆様とのつながりを大事にします。
- ◎地域の皆様の信頼を受け、役に立ち、
喜ばれる信用組合を目指します。
- ◎金融サービスの向上に努め、
地域の繁栄に貢献します。
- ◎健全経営に徹します。
- ◎活力ある人材の育成と、
働きがいのある職場を創ります。

第58期（平成29年度）経営環境・事業概況

一 般 情 勢

平成29年度は4月3日に日経平均株価は18,983円で始まり、5月、6月には年初来最高値を更新しながら、6月2日に20,000円を突破しました。その後20,000円を割り込むこともありましたが、20,000円前後で推移し、10月2日より16日（営業日）連続上昇するなど10月27日には22,000円を突破し22,088円まで上昇しました。その後も上昇は継続し、年明けの1月23日には24,124円まで上昇し、年度中の最高値となったものの、その後調整が入り21,454円で年度末を迎えました。

一方国債の金利情勢については、米国の金利上昇は見られるものの、長短金利操作付き量的質的金融緩和策の中、日本国債の金利に特に大きな変動はなく推移しています。

このように平成29年度中の金融経済環境は、北朝鮮の核ミサイル問題など不安材料があったものの、比較的安定したものであったと思われませんが、地方における景気回復感はまだまだ乏しい状況と思われれます。本土最西端である長崎県の地域経済においても景気回復感を実感できるものではありませんが、当組合の最大の使命であります「相互扶助の実現」を目指し、組合員の生活安定を今後とも図る所存であります。

預 金

預金につきましては、両組合の合併に伴い増加した分や、合併後に発売した合併記念定期預金「みずき」等により、平成30年3月末の預金総額は328億35百万円となりました。

貸 出 金

融資活動につきましては、両組合の強みを活かし、互いのノウハウを共有することで活動基盤を磐石なものにしたいと考えております。

融資活動の方向性と致しましては、事業者様向けローン、個人様向けローン、どちらにも注力し活動を行って参りますが、とりわけ事業者様向けローンに関しましては、合併により融資上限額が増加いたしましたので、より幅広い形でのご提案が出来るかと思われれます。

商品に関しましては、今後も新たな商品の開発を行い、お客様のニーズにあったものを用意していく所存です。またPR活動としては、ポスティングや広告等を行い、幅広いお客様にご紹介できればと思っております。

貸出金残高につきましては、合併による増加や事業者様向けローンの実行等により162億25百万円となっております。

組 合 員 ・ 出 資 金

組合員数・普通出資金につきましては、合併により組合員数が56,881人、普通出資金が13億36百万円に増加しております。

また出資金に関しましては、合併に伴う資本増強支援（優先出資）により18億36百万円まで増加しております。

当期利益・配当・自己資本

本年度の当期利益等に関しましては、合併による特別な費用の発生や、旧長崎県民信用組合の閉鎖決算など、合併に係る特別な処理を行っております。

その結果、当期損失は7億7百万円となっておりますが、利益準備金や資本準備金の取崩を行うことで繰越欠損金は0円となっております。

しかし出資配当金の原資となる剰余金を計上することが出来ませんでしたので、本年の配当金は見送らせていただきます。

なお自己資本比率につきましては、前年度、旧佐世保中央信用組合は7.27%、旧長崎県民信用組合は8.06%でしたが、合併に伴う資本増強により11.87%となりました。これは国内基準である4%を大幅に上回っています。

リスク管理体制

リスク管理に対する基本方針とリスク管理体制

金融の自由化や国際化等の進展により金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い様々なリスクが拡大・顕在化してきております。当組合では自己責任原則に基づいた健全経営を実現するためにリスク管理が最重要経営課題のひとつであると認識し、総合的なリスク管理体制の充実に努めております。

更なるリスク管理体制の充実を目指し、「リスク管理委員会」を発足させ、またリスク管理を担当する部署（総務部）を設けて、以下に述べるリスクが経営に及ぼす影響を分析するなど、リスク管理の強化に努めております。

信用リスク管理と審査体制

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことです。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性の5原則に則った厳正な与信判断を行っています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

当組合では、信用リスクを計測するため、与信金額、貸倒実績率、回収計画額のデータを整備し、信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。更に経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上のような相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保等を除いた未保全額に貸倒実績率（実質破綻先及び破綻先の場合は100%）を乗じて算出しております。

なお、自己査定の結果については監査部や監事の監査・指導を受けるなど、貸倒引当金の適正な計上に努めております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や為替相場、債券・株式相場の変動により保有する資産の価値が変動し、損失が発生するリスクのことです。

当組合が保有する資産価値の変動に関しては、保有する有価証券の時価の変動を総務部において定期的に把握し、特に時価の変動の大きい場合は理事会及び常務会へ報告し対応策を検討する体制としております。

なお、保有する有価証券についてはリスク・リミット、ポジション枠を理事会で定めており、リスク・リミットに抵触、もしくはポジション枠を超過した場合は常務会に報告し対応策を検討する体制としております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場からの調達能力の低下、流動性確保不足等により必要な資金が確保できないリスクや、市場の混乱等により市場取引が円滑にできず、それに伴って損失が発生するリスクのことです。

当組合の資金繰り管理については、市場動向に注視しつつ関係各部と営業店間の連絡を密にし、日次、月次での資金動向の把握に努めております。また、危機管理対策として、万一の資金逼迫時を想定し緊急事態にも金融市場でいつでも資金調達ができる体制を整えております。



オペレーショナルリスク管理（事務リスク、システムリスク）

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「事務リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

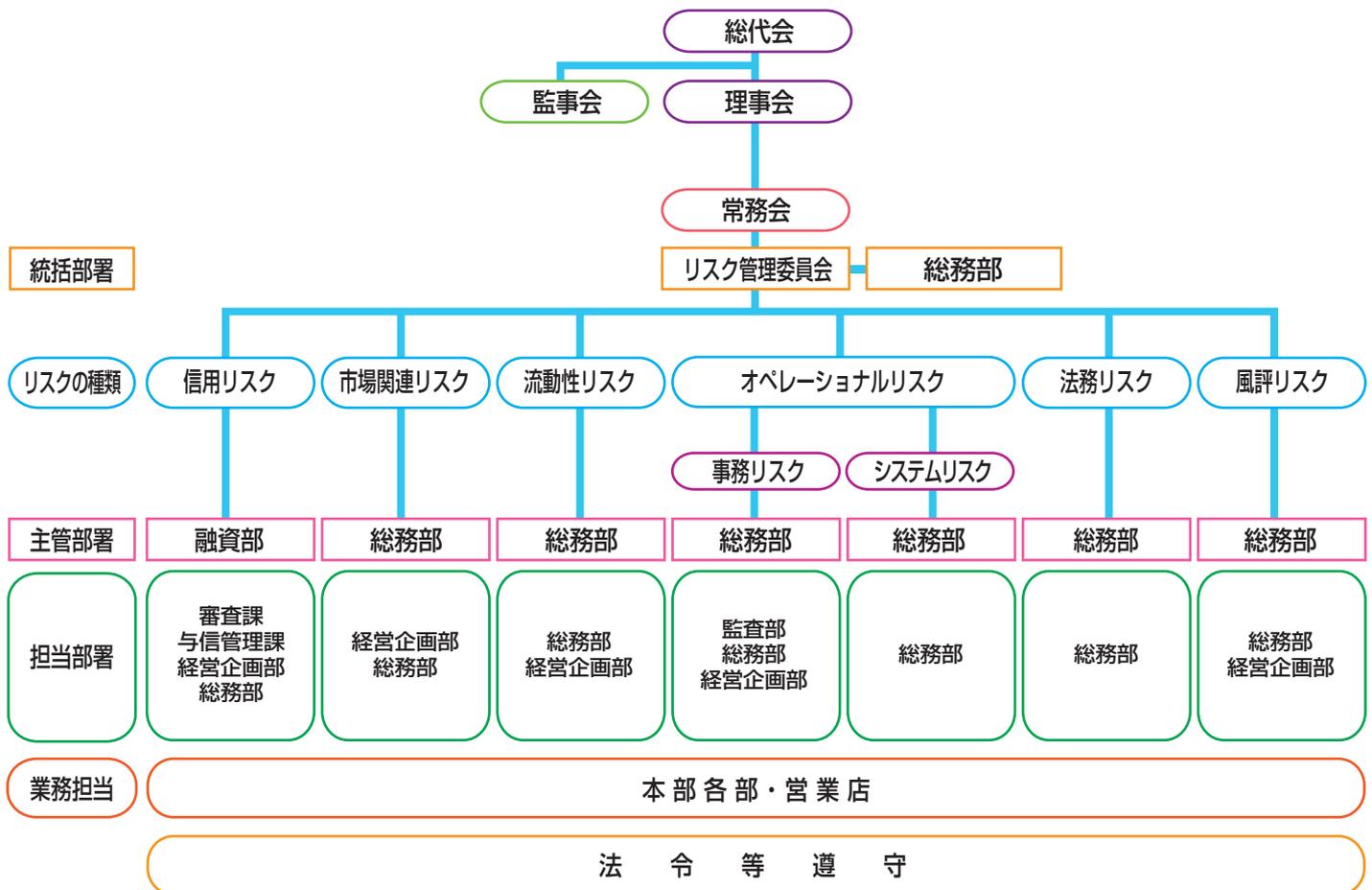
システムリスクについては、管理すべきリスクの所在、種類などを明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

現状、一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

リスク管理体制と当組合の担当部署

平成30年7月1日現在



リレーションシップバンキングについて

地域密着型金融の取組みに対する進捗状況

当組合は地域金融機関としての機能の向上を目指して地域密着型金融の推進に取り組んでまいりました。今後も地域密着型金融が信用組合の営業そのものであるとの認識のもと、お客さまから信頼される地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

当組合は以下の3点を重要事項として取り組んでまいりました。

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
3. 地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

●中小企業の経営改善支援の取組み

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じております。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じております。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、常務会に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたしております。
- (2) 常務会において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等いたしております。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めております。
- (3) 各営業店において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めております。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客さまの利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに常務会に報告し、問題の解決、再発防止に努めております。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

VI. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数）を年1回（3月末）、期末より45日以内に開示します。

●地域活性化につながる多様なサービスの提供

長崎県の経済は、依然として厳しい状況にあり、クレジットやサラ金の利用者の中で返済の意欲がある方の相談にのり、借入の一本化を図り家計収支で弁済可能な方に「おまとめローン」を推進しています。

地域貢献活動（平成29年度）

●地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、佐世保市を含む長崎県北地区5市5町を営業地区とし、地元の中小事業者や住民が組合員となつて、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。中小事業者や住民一人一人の顔が見えるキメ細やかな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える事を活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

●地域サービスの充実

当組合では前身の佐世保中央信用組合、長崎県民信用組合の頃より、様々な地域行事に参加してまいりました。西海みずき信用組合となったこれからも、地域の皆様との輪を大切に、地域行事等に積極的に参加していきたいと思っております。

○俵町商店街サマーフェスタ参加

俵町商店街サマーフェスタの開催に職員が参加しました。
商店街の皆様や地域の皆様との交流ができました。



○長崎大学経済学部とのゼミ活動協力

長崎大学経済学部とのゼミ活動への協力を行いました。学生の皆様と共同で、アンケート調査やディスカッションを行い、最後には、地域の事業者の皆様と交流を行うことで経営者の生の声を聴くことができました。学生の方たちだけではなく、職員にとっても良い機会となりました。



○大野くんち参加

祝詞神社の例祭大野くんちに職員が参加しました。
10月とは思えない暑さの中、地域の皆様と力を合わせ神輿を担ぎました。



○献血活動への参加

9月3日の「しんくみの日」、9月1日～7日の「しんくみの日週間」の活動として31人の職員が献血を行いました。

○第7回佐世保-島原ウルトラウォークラリー参加

5月に開催された佐世保-島原ウルトラウォークラリーにサポーターとして参加しました。あいにくの天気となりながらも、参加者の方は懸命に歩き続けておられ、無事故で大会を終えることができました。



個人情報保護宣言・利益相反管理方針

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当組合では、個人情報保護宣言を当組合のホームページに掲載するとともに、各営業店の窓口に掲示しております。個人情報保護宣言の詳細については下記の当組合のホームページにてご確認ください。また当組合は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当組合の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当組合総務部までご連絡ください。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、「当組合または当組合のグループ会社（以下「当組合等」といいます。）」の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用したは利用しようとされる方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組めます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合等とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合等とお客様の間、及び、当組合等のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合等が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者である総務部により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合等が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合等または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（総務部）を設置し、利益相反管理に係る当組合等全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の不利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社の範囲は、ありません。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、下記のお問合せ窓口までご連絡ください。

顧客保護等管理方針

顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針
当組合は、法令、諸規則、諸規定（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正な事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用または利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。
2. お客様への説明について
当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
3. お客様からのご相談・苦情等の対処について
当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。
4. お客様の情報管理について
 - (1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供は行いません。
 - (2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全措置を講じます。
5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について
当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。
なお、お客様からのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、下記のお問合せ窓口までお申し出ください。

反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除するとともに、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、地域の皆様から信頼される公正で健全な組合を目指すとともに以下の基本原則を遵守します。

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
4. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
6. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。
7. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

【お問合せ窓口】

西海みずき信用組合 総務部
〒857-0804 佐世保市松川町1番19号
☎ 0956-23-2111 ☎ 0120-32-0892 FAX 0956-22-3451
(受付時間9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)
(URL) <https://saikaimizuki.co.jp/>

金融円滑化に関する情報開示

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎え、同法の期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針が変わることはありません。金融円滑化基本方針を全役員に周知徹底し、引き続き組織をあげて、なお一層の金融円滑化に取り組んでまいります。

なお、今後も地域金融機関としてきめ細かな利便性の高いサービスを提供することにより、地域社会の向上に取り組んでまいります。

- お客様からの資金に関するご相談や融資条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱えている問題・課題を十分に把握した上で、その解決に努めてまいります。
- 貸付の条件変更等のお申込に際しては、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの支援を積極的に行ってまいります。
- お客様の抱えている問題・課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

金融円滑化への取組みについて

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の既定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合は、お客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に取り組んでおります。

昨今の厳しい経済情勢等に鑑みると、お客さまへの資金供給をはじめとする金融円滑化について、着実に実行していく必要があると認識しております。

こうした情勢を受けまして、今般金融円滑化に向けた基本方針を制定しましたので公表いたします。

「資金調達」に加え「経営支援」というお客さまのニーズにお応えすべく、各営業店に取引先企業に対する専任担当者を置き、経営相談が行えやすい環境を整備しております。

また、金融庁より公表されました「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」を踏まえまして、お客さま本位の姿勢でお客さまからのご相談等には親身な対応を心掛けてまいります。

金融円滑化の基本方針

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の既定に基づく措置の実施に関する方針の概要

- ① お客さまへの円滑な金融は当組合の最も重要な社会的役割の一つであり、お客さまからのお借入れのお申出やお借入れの弁済負担軽減等に関わるご相談等には親身な対応を心がけ、可能な限りお客さまのご要望に沿うよう努力致します。
- ② 与信判断に当たっては、決算内容や業種等のお客さまの外形的な事実だけでなく、経営実態や特性をきめ細かく検討する等、個別企業や個人の実情に応じた的確な融資判断・条件検討を行います。
- ③ お客さまからのお借入等のお申出に際しては信用保証協会の保証制度等を十分に検討致します。
- ④ お客さまからのお申出事項に対しては、お客さま本位の姿勢で契約内容や結論に至った理由・経緯を可能な限り丁寧に説明致します。
- ⑤ お客さまにとって必要と判断した場合には、可能な限り経営指導・助言を行うよう努めます。
- ⑥ お客さまからのご照会・ご相談・ご要望・苦情等については適正な対応に努めます。
- ⑦ お客さまからのお借入れの弁済負担軽減等に関わるご相談等に際しては、他の金融機関とのお取引状況等を丁寧に伺い、可能な限り把握した上で適切に対応致します。

【金融円滑化に関するお問合せ窓口】

西海みずき信用組合 総務部
〒857-0804 佐世保市松川町1番19号
☎ 0956-23-2111 ☎ 0120-32-0892 FAX 0956-22-3451
(受付時間9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

金融円滑化に向けた体制整備

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

【組織体制】

【金融円滑化管理責任者】：【管理担当理事】

「主な役割」：担当部署よりの報告を確認し、常務会へ報告を行う。その結果、必要な指示を担当部署へ行う。

【金融円滑化担当部署】：【統括部署：融資部、管理部署：経営企画部】

【金融円滑化担当者】：【融資部部長】【経営企画部部長】

「主な業務内容」

- ① 金融円滑化が適切に行われるよう適切な指導（円滑化の推進等）の実施及び管理を行う。
- ② 金融円滑化管理規程や各種マニュアルの整備あるいは適切な指導を実施する。
- ③ 報告・開示
 - 各部署よりの報告（条件変更状況等）を受け分類・整理の上で、管理責任者（担当理事）へ金融円滑化の状況を定期的（半期毎）に報告を行う。
 - 監督官庁への報告を行う。
 - 必要な内容の開示を行う。（または経営企画部（ディスクロージャー誌）・総務部（ホームページ）へ開示を依頼する。）
- ④ 関係部署との連携
 - 信用リスクを担う各部署（融資部）及び顧客保護等管理関係部署（総務部）との連携を図り、金融円滑化が適切に行われる組織体制の確保に努める。
- ⑤ 研修
 - 研修（外部・内部）の企画・実施支援。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- 問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応は、以下の対応窓口及びそのフォローを統括部署で行う体制であります。またその内容に関しては、従来より定められております「コンプライアンス・マニュアル」の「苦情及び要望その他の記録票」によって、統括部署より本部関係部署・理事への回付と担当理事より常務会での報告、その改善等に関する指示等が行われる体制となっております。

【統括部署：総務部】

【対応窓口：各営業店担当者】

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- 経営支援・営業支援等の体制としては、業務推進部を設置しております。各営業店では各取引先に担当者を配置し、経営支援・営業支援等を行う体制としております。

【統括部署：業務推進部】

【対応窓口：業務推進部事業支援の各企業の担当者及び営業店渉外担当者】

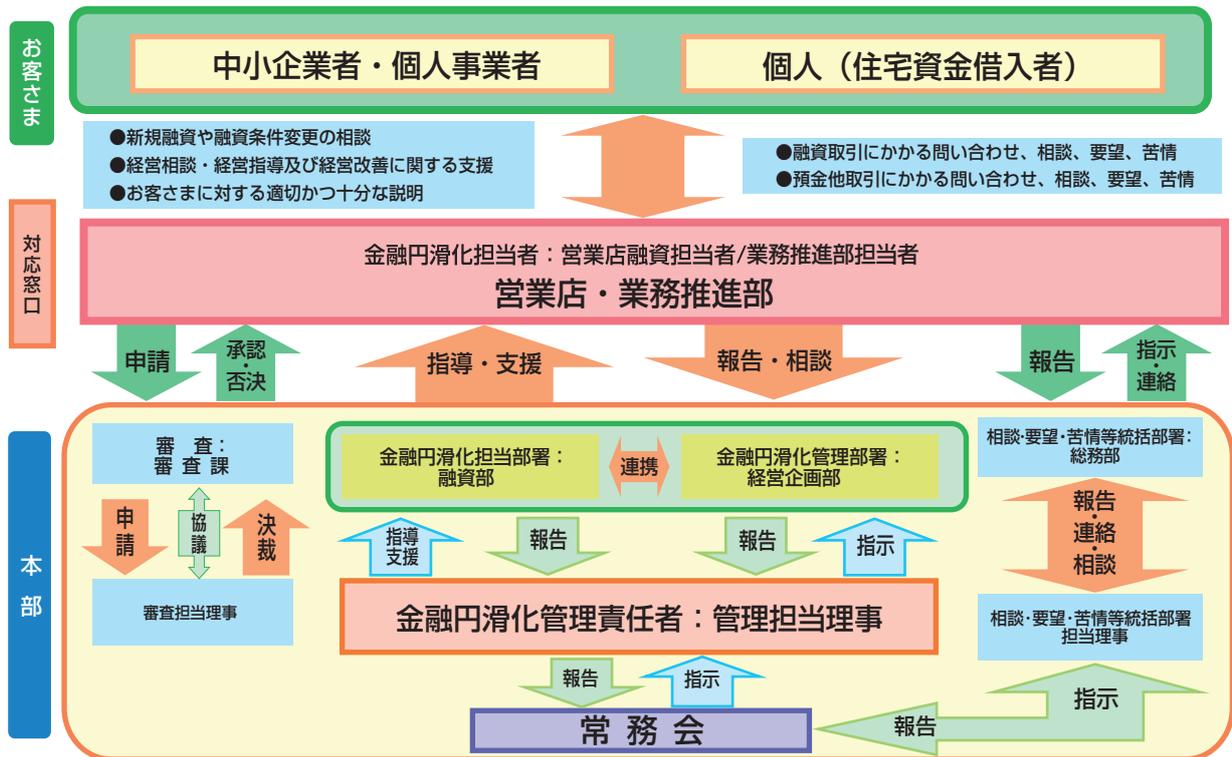
※補 足

【各部署の役割の確認】

円滑な資金供給、経営支援・営業支援、お客様への適切な説明、問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応に関しては、各対応窓口にて適切に対応を行う事としております。また、対応窓口のフォロー等を統括部署にて行う体制であります。

- ◎円滑な資金供給
対応窓口：業務推進部担当者・営業店渉外担当者（統括部署：業務推進部）
- ◎経営支援・営業支援
対応窓口：業務推進部担当者・営業店渉外担当者（統括部署：業務推進部）
- ◎お客さまへの適切な説明
対応窓口：業務推進部担当者・営業店渉外担当者（統括部署：業務推進部）
- ◎問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応
対応窓口：各営業店担当者（統括部署：総務部）

金融円滑化管理体制



第5 中小企業者のお客様からお受けした貸付条件変更等の取組み状況
貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権の先数

	平成25年 9月末	平成26年 3月末	平成26年 9月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	40	40	41	42	44	45	45	45	246
うち、実行に係る貸付債権	40	40	41	42	44	45	45	45	242
うち、謝絶に係る貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	4
うち、審査中の貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、取下げに係る貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日を以って終了しましたが、同法が施行された平成21年12月4日以降にお受けした申込に対する取組み状況を記載しています。

第6 住宅ローンご利用のお客様からお受けした貸付条件変更等の取組み状況
貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権の先数

	平成25年 9月末	平成26年 3月末	平成26年 9月末	平成27年 3月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	7	7	7	7	7	7	7	7	19
うち、実行に係る貸付債権	7	7	7	7	7	7	7	7	19
うち、謝絶に係る貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、審査中の貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち、取下げに係る貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日を以って終了しましたが、同法が施行された平成21年12月4日以降にお受けした申込に対する取組み状況を記載しています。

総代会等に関する情報開示

総代会の仕組みと機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。当組合の組合員数は5万名余と、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく“総代会”制度を採用しております。総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算、定款変更、取引業務の決定、理事・監事の選挙など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規定に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

総代会の開催につきましては、毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

第58期通常総代会の決議事項

- 第1号議案：第58期事業報告並びに監査報告承認の件
- 第2号議案：第58期損失処理案承認の件
- 第3号議案：第59期事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第4号議案：借入金の最高限度額承認の件
- 第5号議案：組合員除名に関する件
- 第6号議案：役員報酬限度額承認の件
- 第7号議案：定款の一部変更承認の件
- 第8号議案：業務方法書一部変更承認の件

総代の任期と定数

1. 総代の選出方法
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、自ら立候補された方もしくは組合員10人以上から推薦された方の中から、公平に選挙を行い選出されます。
2. 総代の定数
総代の定数は100人以上120人以内としております。
3. 総代の任期
総代の任期は3年としております。

当組合総代のご紹介

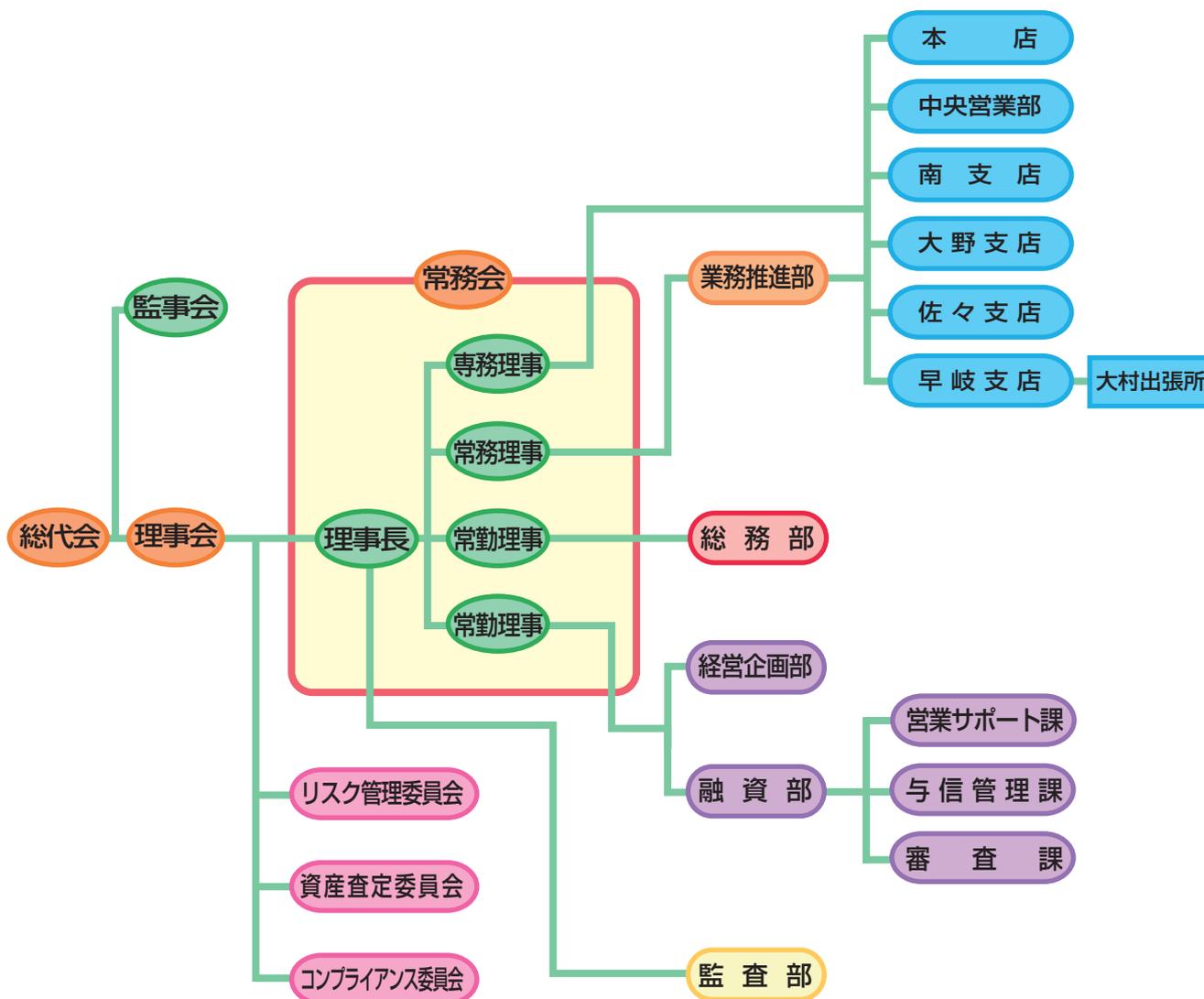
総代総数113人の氏名は下記の通りです。(平成30年6月末現在、敬称略、50音順)

青井哲夫	小野茂	後藤雅章	土橋清博	長谷川正	溝上和彦
青木雄大郎	貝原信義	小林健治	筒井利子	長谷川タツ子	宮崎大二郎
東尚義	柿本典雄	斉藤孝雄	朝重邦子	百谷完治	宮崎博史
飯塚邦雄	加藤政子	佐藤隆士	富岡博	福本寿男	村瀬公一郎
石井正剛	神尾正武	修善寺恭久	都甲泰臣	佛坂健	森秋子
石川正助	神谷治雄	城邦男	永尾高宣	古川健治	森理
石田正孝	辛島理一	白濱仁啓	中島幸輔	古殿久師	森和雄
井関稔	川田喜敬	杉山末嗣	中田仁司	堀内誠二郎	森下栄二
板井智志郎	北島政和	芹野州明	中野隆保	堀正博	八木順平
今井薫	北村誠吾	早田健太	永見敏郎	前田久平	山田和彦
岩永順一	木下義雄	外間広志	中村勝美	増田貴光	山本敏隆
内川明彦	工藤仁志	園田勝	南里章	舛元淳子	山本康夫
浦川公男	国松保彦	園原三郎	西村正一郎	松尾英機	吉野英樹
江口直有	黒石康寛	曾和輝正	西村浩輝	松尾譲二	
大西律生	桑原良信	田島邦夫	野田洋市	松崎善介	
大庭直樹	香田一雄	田代博之	野村涉	松田信哉	
岡則幸	古賀和子	田中憲一	野元一徳	松田浩幸	
越智和博	古賀和義	谷口弦二郎	橋本米子	舘由典	

有限会社大野総合鑑定事務所
 有限会社岡佛壇店
 株式会社佐世保航海測器社
 有限会社下川商店
 株式会社九十九紙源センター
 有限会社天神ボデー
 株式会社朝長自動車整備工場
 長崎事務設備販売株式会社
 有限会社ふかみ
 ライツ不動産株式会社

組織図・役員一覧

平成30年7月1日現在

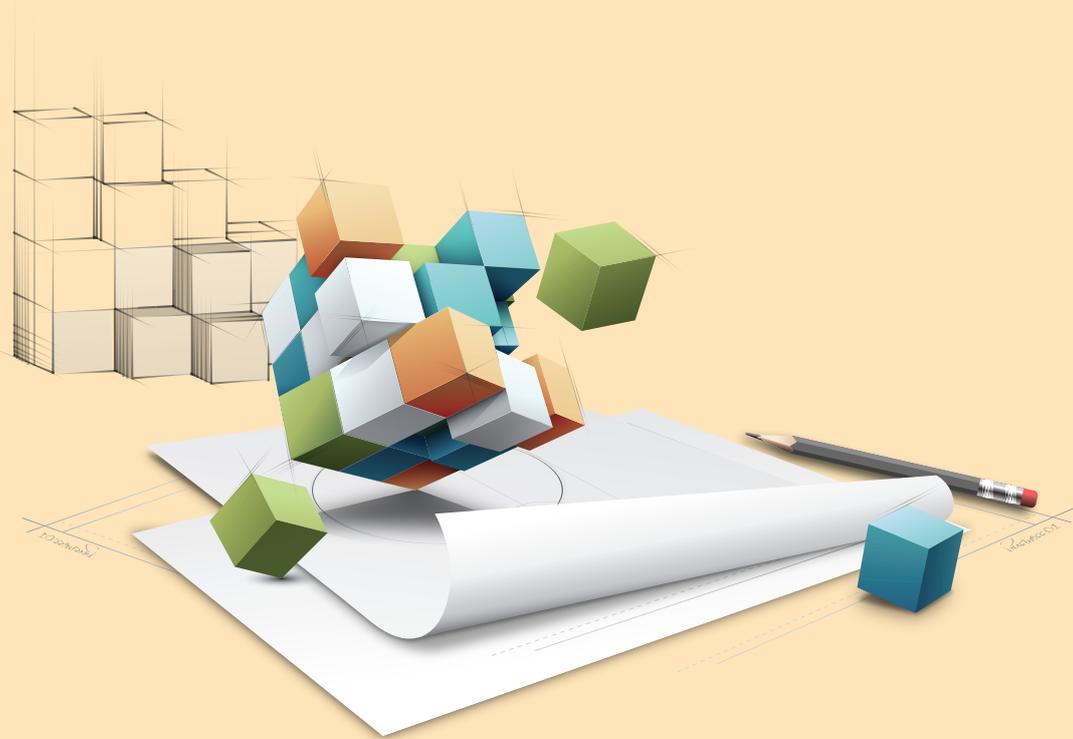


役員

理事長	／	陣内純英	理事	／	太田和憲
専務理事	／	野田敬一郎	理事	／	古賀良一(※)
常務理事	／	小村泰久	理事	／	末田一也(※)
常勤理事	／	村吉郁夫	理事	／	山本義秀
常勤理事	／	森誠治	監事	／	長谷川功
常勤監事	／	福毛弘	監事	／	松尾真也
			監事	／	若宮達昌

当組合は、職員出身者以外の理事2名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

資 料 編



目 次

貸借対照表	16
損益計算書	18
剰余金処分・損失金処理計算書	18
内部監査有効性の確認	19
リスク管理債権及び同債権に対する保全額	19
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	19
自己資本充実の状況	20
報酬体系について	27
主要な経営指標の推移	28
預金に関する指標	29
貸出金に関する指標	29
有価証券に関する指標	30
その他の指標	30

貸借対照表注記

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、全部純資産法による償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産法に入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、所有の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	172,709千円
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	175,035千円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△34,526千円

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	14年～39年
動産	3年～29年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価値については、リース契約上に残存保証の取決めがあるものは当該残存保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 貸倒引当金は、当組合が定める資産査定基準及び償却・引当基準に則り次のとおり計上しております。

(1) 回収不能と判定された貸出金及び貸入金に準ずるその他の債権（以下「貸出金等」という）について（資産査定基準により破綻先及び実質破綻先に相当する債権は直接償却するものを除いて、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算した残額を計上しております。

(2) 最終の回収に重大な懸念が損失の見込まれる貸出金等について（資産査定基準により破綻懸念先に相当する債権は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、その残額に過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上しております。

(3) 上記以外の貸出金等（正常先債権及び要注先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

上記の引当金は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に基づいて定めております。

なお、全ての貸出金等は、資産査定基準に則り、営業店店長または本部副部長が第1次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定委員会が第2次査定を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成29年3月31日現在）

年金資産の額	358,256百円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	312,095百円
差引額	46,161百円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（又は加入人数割合あるいは給与総額割合）

平成29年3月31日現在	0.591%
--------------	--------

(3) 補足説明

① (1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高25,609百円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間15年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計画書類上、特別掛金12百円を費用処理している。

なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため。）上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

9. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もる必要と認められる額を計上しております。

10. 借費損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を貸倒引当金に含めて計上しております。

11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取りに準じた会計処理によっております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 16,635千円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 344,607千円

15. 貸出金のうち、破綻先債権額は361,773千円、延滞債権額は2,070,229千円であり、なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由による見込出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は68,887千円であり、なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は237,874千円であり、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,738,765千円であり、なお、15. から18. に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 貸倒引当金に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等、営業用車輦及びコピー機等についてリース契約により使用しています。

20. 為替決済等保証金として定期預け金57,000千円を担保提供しております。

21. 出資1口当たりの純資産額 378円54銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、定期的に金利リスクの管理を行っております。デリバティブは、資金を効率的に運用するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地域内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に投資信託、債券及び株式であり、純投資目的で保有しております。これは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また定期的リスク管理委員会や理事会を開催し、審判報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、与信監督部門がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱要領及び信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証及び担保の設定、商賈債権への対応など、与信管理に関する体制を整備しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部審査課により行われ、また定期的リスク管理委員会や理事会を開催し、審判報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、与信監督部門がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、定期的に金利リスクを算出し、金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に常務会メンバー等に報告しております。

(ii) 当組合は、為替の変動リスクに關して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場金融商品の保有については、資金の運用及び調達規程に従って行われております。このうち経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測した99パーセンタイル値」を用いた時価（または経済価値）の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に逐次分解し、期間ごとの金利変動率を用いております。

なお金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価（または経済価値）は80百円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行いながら、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることとなります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非市場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照。また、重要性の低い科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1) (*3)	19,171,754	19,696,754	-20,787
（うちデリバティブ預金）	700,000	672,900	-27,098
(2) 有価証券	247,563	247,563	-
（うち有価証券）(*3)	247,563	247,563	-
(3) 貸出金 (*1)	18,225,398	18,629,332	-
貸倒引当金 (*2)	△1,812,976	1,812,976	-
	14,412,382	16,816,356	-2,403,973
金 融 資 産 計	34,377,488	36,760,674	-2,383,185
(1) 預金積金	32,835,634	32,894,947	59,313
金 融 負 債 計	32,835,634	32,894,947	59,313

(*1) 貸出金、預け金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 組み込まれたデリバティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注意事項については2. 4. から2. 7. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する分より算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積り困難な債権については、それぞれ個別の貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）

② ①以外の①と②の金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利（日本国債金利）で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元金金の合計額を一種類の市場金利（日本国債金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	3,000
非市場株式 (*1)	140,830
組合出資金 (*2)	83,220
合 計	227,050

(*1) 子会社・子法人等株式及び非市場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非市場株式と時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるものはありません。

(4) その他の有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
地方債	84,859千円	82,500千円	2,359千円
株 式	1,268千円	977千円	291千円
合 計	86,127千円	83,477千円	2,650千円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
株 式	17,606千円	24,415千円	△6,809千円
合 計	17,606千円	24,415千円	△6,809千円

貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、その他の有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものは、記載対象外としております。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他の有価証券はありません。

27. その他の有価証券のうち満期保有目的の債券は以下のとおりです。

地 方 債	5,000千円	20,000千円	25,000千円	34,859千円
合 計	5,000千円	20,000千円	25,000千円	34,859千円

28. 賃貸不動産の状況に関する事項

当組合では、次の3物件を駐車場及び事務所として賃貸する不動産として保有しております。

① 下京町駐車場 所在地：佐世保市下京町

② 大馬町駐車場 所在地：佐世保市大馬町

③ 旧北支店店舗（事務所） 所在地：佐世保市宮田町

29. 賃貸不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 時 価

70万円	71万円
------	------

(注) 当事業年度末の時価は、固定資産評価額に基づく金額であります。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,174,056千円であり、これらはすべて原契約締結日から1年以内のもの又は任意の時期に条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行が終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相手が都合があるときは、当組合が実行申し込みを受けた顧客の拒絶又は契約破綻の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後定期的に予め定められている契約内手続きに基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金負債の発生要因は、非適格合併により生じた差額負債調整勘定に係るものであります。

32. その他の引当金は、当組合が保有する不動産の取壊しに関する費用の引当分101,115千円と睡眠預金払戻損失引当金5,028千円の合計額であります。

33. 未払費用には、希望退職者に支払う割増退職金281,289千円が含まれております。

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
経常収益	212,033	320,162
資金運用収益	197,569	304,040
貸出金利息	190,467	295,013
預け金利息	4,936	6,171
有価証券利息配当金	334	452
その他の受入利息	1,832	2,403
役務取引等収益	4,187	7,272
受入為替手数料	2,753	3,003
その他の役務収益	1,434	4,268
その他業務収益	4,766	3,954
その他の業務収益	4,766	3,954
その他経常収益	5,509	4,894
貸倒引当金戻入益	3,101	—
償却債権取立益	1,910	1,067
その他の経常収益	498	3,827
経常費用	199,006	1,021,096
資金調達費用	10,075	15,904
預金利息	9,661	15,403
給付補填備金繰入額	266	359
借用金利息	99	—
その他の支払利息	47	141
役務取引等費用	31,555	41,172
支払為替手数料	1,060	2,090
その他の役務費用	30,495	39,082
その他業務費用	—	406
その他の業務費用	—	406
経費	156,397	564,691
人件費	102,073	460,579
物件費	52,559	101,722
税金	1,764	2,389
その他経常費用	977	398,920
貸出金償却	—	45,441
貸倒引当金繰入額	—	251,415
その他の経常費用	977	102,063
経常利益(△は経常損失)	13,026	△700,933
特別利益	—	680,000
その他の特別利益	—	680,000
特別損失	—	721,039
固定資産処分損	—	43,596
減損損失	—	677,442
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	13,026	△741,973
法人税、住民税及び事業税	735	3,032
法人税等調整額	268	△37,605
法人税等合計	1,003	△34,574
当期純利益(△は当期純損失)	12,022	△707,400
土地再評価差額金取崩額	—	18,374
未処分剰余金	—	207,803
繰越金(当期首残高)	30,536	△52,973
当期末処分剰余金 (△は当期末処理損失金)	42,559	△534,196

■損益計算書注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 20千円
3. 出資1口当たりの当期純損失 820円 94 銭
4. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 資産をグルーピングした方法
事業用不動産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(但し、預金店舗についてはその実態を考慮し母店に含めた営業店ブロック単位)を1つの資産グループとしております。また本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。事業の用に供していない所有不動産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
継続的な地価の下落により一部の資産グループ及びグルーピングの変更により新たに所有不動産となった資産グループの時価に著しい下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:千円)

用途	種類	場 所	減損損失	店舗名
事業用不動産	土地	佐世保市下京町	67,034	本店
	建物		25,286	
	土地	佐世保市宮崎町	10,900	中央営業部
	建物		3,399	
	土地	佐世保市大宮町	58,865	南支店
	建物		868	
	土地	佐世保市俵町	45,616	俵町支店
	建物		—	
	土地	佐世保市田原町	—	大野支店
	建物		3,537	
	土地	佐世保市稻荷町	31,613	稻荷支店
	建物		—	
	土地	北松浦郡佐々町本田原免	60,205	佐々支店
	建物		14,510	
	土地	東彼杵郡波佐見町井石郷	22,493	波佐見支店
	建物		—	
	土地	平戸市新町字新町	38,256	平戸支店
	建物		—	
	土地	佐世保市早岐1丁目	—	早岐支店
	建物		180	
	土地	松浦市志佐町里免	24,687	松浦支店
	建物		—	
	土地	大村市古町2丁目	9,578	大村支店
	建物		4,541	
土地	佐世保市松川町	34,289	本部	
建物		113,224		
土地	東彼杵郡川棚町百津郷	59,471	川棚町倉庫	
建物		2,959		
土地	佐世保市宮田町	4,417	旧北支店	
建物		2,577		
土地	佐世保市御船町	1,502	旧御船支店	
建物		—		
土地	佐世保市下京町	23,278	下京町駐車場	
建物		—		
土地	佐世保市大塔町	—	大塔町駐車場	
建物		143		
合計	土地		492,210	
	建物		171,229	

- (4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については固定資産評価額を基に処分費用見込額を控除して算定しております。
5. 人件費には希望退職者に支払う割増退職金281,289千円を計上しております。

■剰余金処分・損失金処理計算書

(単位:千円)

科 目	平成29年3月期	平成30年3月期
当期末処分剰余金 (△は当期末処理損失金)	42,559	△534,196
準備金取崩額	—	534,196
利益準備金取崩額	—	210,000
資本準備金取崩額	—	324,196
剰余金処分額	2,303	—
普通出資に対する配当金 (年1.00%の割合)	2,303	—
繰越金(当期末残高)	40,256	—

内部監査有効性の確認

私は当組合の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第58期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成30年6月8日

西海みずき信用組合

理事長 陣内純英

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区 分	平成29年3月期	平成30年3月期
リスク管理債権総額(A)	854,526	2,738,765
破綻先債権額	70,818	361,773
延滞債権額	694,165	2,070,229
3カ月以上延滞債権額	-	68,887
貸出条件緩和債権額	89,543	237,874
担保・保証等(B)	519,303	1,010,714
貸倒引当金(C)	324,271	1,537,848
保全額合計(D)=(B)+(C)	843,574	2,548,562
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	98.72%	93.06%
貸倒引当金引当率(C)/((A)-(B))	96.73%	88.99%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「貸出条件緩和債権」とは、貸出条件の緩和(以下「貸出条件緩和」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く。)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く。)です。
5. 「担保・保証等(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区 分	平成29年3月期	平成30年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	729,946	1,872,135
危険債権	35,037	575,912
要管理債権	89,543	306,762
不良債権計(A)	854,526	2,754,810
正常債権	6,013,339	13,549,667
合計	6,867,865	16,304,477
担保・保証等(B)	519,303	960,268
貸倒引当金(C)	324,271	1,594,161
保全額合計(D)=(B)+(C)	843,574	2,554,429
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	98.72%	92.73%
貸倒引当金引当率(C)/((A)-(B))	96.73%	88.83%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

■自己資本充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項 目	平成29年3月期		平成30年3月期	
		経過措置による 不 算 入 額		経過措置による 不 算 入 額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	481,102		2,012,413	
うち、出資金及び資本剰余金の額	230,846		2,336,609	
うち、利益剰余金の額	252,559		△324,196	
うち、外部流出予定額(△)	2,303		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,116		206,772	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,116		206,772	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格日資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		1,361	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	484,218		2,220,547	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	-	21,316	5,329
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-	21,316	5,329
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		21,316	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	484,218		2,199,230	

(単位:千円)

項 目	平成29年3月期		平成30年3月期	
		経過措置による 不 算 入 額		経過措置による 不 算 入 額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	6,326,723		16,541,788	
資産(オン・バランス)項目	6,326,262		16,538,482	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		△169,628	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ るとしてリスク・アセットが適用されることになったもの の額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サーピ ング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	-		5,329	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ るとしてリスク・アセットが適用されることになったもの の額のうち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ るとしてリスク・アセットが適用されることになったもの の額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセ ットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセ ットの額を控除した額	-		△180,000	
うち、上記以外に該当するものの額	-		5,042	
オフ・バランス取引等項目	461		3,305	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	329,187		1,982,187	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	6,655,910		18,523,975	
自己資本比率				
自己資本比率((八)/(二))	7.27		11.87	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に基づく開示を行っております。
 なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	6,326,723	253,069	16,541,788	661,671
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	6,326,723	253,069	16,711,416	668,456
① ソブリン向け	-	-	-	-
② 金融機関向け	680,030	27,201	3,944,593	157,783
③ 法人等向け	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	730,472	29,219	6,571,815	262,872
⑤ 抵当権付住宅ローン	298,272	11,931	277,283	11,091
⑥ 不動産取得等事業向け	377,043	15,082	256,860	10,274
⑦ 三月以上延滞等	410,650	16,426	377,355	15,094
⑧ 出資等	-	-	172,609	6,904
出資等のエクスポージャー	-	-	172,609	6,904
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	300,000	12,000
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	82,100	3,284
⑪ その他	3,826,256	153,210	4,728,797	189,151
(2) 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
(3) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	10,371	414
(4) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	△180,000	△7,200
(5) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
(6) 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	329,187	13,167	1,982,187	79,287
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	6,655,910	266,236	18,523,975	740,959

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

当組合の自己資本の状況について

■ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による(普通)出資金及び優先出資にて調達しております。

■ 当組合の自己資本の充実度に関する評価の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分に保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:千円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券			
	平成29年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
製 造 業	32,550	376,241	32,550	269,936	-	-	-	5,091
農 業、林 業	5,710	56,277	5,710	55,440	-	-	-	4,519
漁 業	92,440	58,919	92,440	58,192	-	-	92,322	14,552
建 設 業	205,067	1,095,977	205,067	1,093,749	-	-	18,748	159,174
電気、ガス、熱供給、水道業	23,480	21,920	10,768	18,932	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	2,757	-	2,751	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	66,143	-	65,910	-	-	-	35,796
卸 売 業、小 売 業	274,493	744,846	274,493	741,249	-	-	2,105	28,942
金 融 業、保 険 業	3,552,761	20,060,606	102,645	203,365	-	-	71,189	48,330
不 動 産 業	1,055,835	1,924,380	1,055,835	1,922,307	-	-	79,061	55,142
学術研究、専門・技術サービス業	79,551	70,275	79,551	70,212	-	-	-	-
宿 泊 業	144,044	265,283	144,044	264,973	-	-	-	-
飲 食 業	82,450	109,489	82,450	108,823	-	-	6,965	1,870
生活関連サービス業、娯楽業	79,414	133,237	79,414	133,074	-	-	79,414	-
教育・学術支援業	109,645	90,121	109,645	90,085	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	4,868	19,737	4,868	19,680	-	-	-	-
その他のサービス	235,386	600,182	235,386	598,332	-	-	2,595	80,490
その他の産業	3,523	14,196	3,313	5,630	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	82,511	-	-	-	84,871	-	-
個 人	4,349,673	10,568,174	4,349,673	10,507,116	-	-	334,701	501,261
そ の 他	650,115	1,498,719	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	10,981,022	37,859,998	6,867,863	16,229,766	-	84,871	687,100	935,167
1 年 以 下	3,089,393	25,224,502	345,235	7,481,000	-	5,000	-	-
1 年 超 3 年 以 下	808,105	3,974,000	307,649	3,264,000	-	10,000	-	-
3 年 超 5 年 以 下	369,646	2,134,000	269,552	2,024,000	-	10,000	-	-
5 年 超 7 年 以 下	619,549	1,066,000	619,549	1,056,000	-	10,000	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	830,557	858,000	830,557	843,000	-	15,000	-	-
1 0 年 超	4,289,343	712,500	4,289,343	680,000	-	34,871	-	-
期間の定めのないもの	324,308	2,262,832	205,978	877,358	-	-	-	-
そ の 他	650,115	1,628,163	-	4,407	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	10,981,022	37,859,998	6,867,863	16,229,766	-	84,871	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 当組合は、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分		期 首 残 高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成29年3月期	4,264	3,116	-	4,264	3,116
	平成30年3月期	3,116	283,617	-	3,116	283,617
個 別 貸 倒 引 当 金	平成29年3月期	351,346	323,901	25,492	325,854	323,901
	平成30年3月期	323,901	1,529,358	132,220	191,680	1,529,358
合 計	平成29年3月期	355,610	327,017	25,492	330,118	327,017
	平成30年3月期	327,017	1,812,976	132,220	194,796	1,812,976

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:千円)

区 分	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
	平成29年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	目的使用	平成29年3月期	平成30年3月期	そ の 他	平成29年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
製 造 業	-	-	-	61,399	-	-	-	-	-	61,399	-	-
農 業、林 業	-	-	-	4,464	-	-	-	-	-	4,464	-	-
漁 業	40,519	41,466	41,466	24,316	-	37,429	40,519	4,037	41,466	24,316	-	21,390
建 設 業	21,109	20,193	20,193	160,874	-	-	21,109	20,193	20,193	160,874	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	1,502	-	-	-	-	-	1,502	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	39,084	-	-	-	-	-	39,084	-	-
卸 売 業、小 売 業	3,072	2,201	2,201	85,935	-	2,201	3,072	-	2,201	85,935	-	3,945
金 融 業、保 険 業	25,973	26,629	26,629	32,140	-	7,824	25,973	18,805	26,629	32,140	-	4,476
不 動 産 業	14,145	14,936	14,936	64,014	-	-	14,145	14,936	14,936	64,014	-	-
宿 泊 業	-	-	-	47,880	-	-	-	-	-	47,880	-	-
飲 食 業	870	818	818	16,459	-	-	870	818	818	16,459	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	70,692	68,892	68,892	292	-	-	70,692	68,892	68,892	292	-	-
その他のサービス	845	2,385	2,385	64,671	-	-	845	2,385	2,385	64,671	-	-
個 人	174,121	146,381	146,381	924,689	25,491	84,766	148,630	61,615	146,381	924,689	-	15,629
合 計	351,346	323,901	323,901	1,527,725	25,491	132,220	325,855	191,681	323,901	1,527,725	-	45,441

(注)当組合は、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:千円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	平成29年3月期	平成30年3月期
0%	271,719	932,002
10%	36,252	114,817
20%	3,400,203	19,727,388
35%	852,206	792,237
50%	290,611	661,253
75%	1,125,898	9,755,308
100%	4,531,486	5,674,569
150%	145,566	193,927
250%	-	8,493
1250%	-	-
その他	-	-
合 計	10,653,944	37,859,998

(注)1.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

2.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

当組合の信用リスク管理体制について

- リスク管理の方針及び手続きの概要
4ページから5ページの「リスク管理体制」を参照願います。
- 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項
(1)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
該当なし。
(2)エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
該当なし。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	227,239	306,714	554,858	1,296,486	-	-

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

当組合の信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金融機関が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないような融資の取組み姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなどの適切な取扱いに努めております。当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続については、当組合が定める「融資取扱規程」及び「不動産担保取扱手順」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「融資取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当なし

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当なし



©SASEBO

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,418	2,418	18,874	18,874
非上場株式等	55,750	-	227,050	-
合 計	58,168	2,418	245,924	18,874

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファン
ド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上
場株式等を含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却 及び償却に伴う損益の額

該当なし

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で 認識されない評価損益の額

(単位:千円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
評 価 損 益	△554	△6,518

(4) 貸借対照表及び損益計算書で 認識されない評価損益の額

該当なし

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合の場合、銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、全信組
連出資金、子会社株式、その他出資金が該当します。

上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測により把握し、定期的に経営陣などリスク管理委員会構成員へ報告しております。
一方、非上場株式など上場株式以外のものに関するリスクの状況は、当該企業等の財務諸表を基にした定期的な評価を実施するとともに、その状況について
は、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券減損処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従っ
た、適正な処理を行っております。

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合に
おいては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益
シミュレーションによる収益への影響度などを定期的な計測を行い、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必
要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

◎計測手法

預金、貸金、有価証券ともに「金利更改ラダー方式」。

◎コア預金

対 象:流動性預金全般(当座預金、普通預金など)

算定方法:①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限とする。

満 期:5年以内(平均2.5年)

◎金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

◎金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

◎リスク計測の頻度

四半期毎(3月、6月、9月、12月末基準)

(3) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:千円)

	金 利 リ ス ク 量	
	平成29年3月期	平成30年3月期
金利リスクに関して内部管理上使用した金利 ショックに対する損益・経済価値の増減額	△21,000	△80,554

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。なお、当組合には在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」はありません。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	15,290	30,000
監 事	985	1,000
合 計	16,275	31,000

(注)1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事10名、監事4名です。

3. 使用人兼務理事1名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、720千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」とは、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しない報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

○「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

該当無し

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当組合での顧客との接点は、Face to Faceが中心であることを鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働は実施致しません。実施する場合は、改めてご案内致します。

■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
経常収益	230,573	247,670	222,088	212,033	320,162
経常利益 (△は経常損失)	15,828	18,079	10,982	13,026	△700,933
当期純利益 (△は当期純損失)	29,716	18,157	9,894	12,022	△707,400
預金積金残高	10,011,766	10,114,960	9,872,151	10,035,323	32,835,634
当座預金	131,815	99,820	111,144	162,387	170,250
普通預金	2,102,717	2,070,743	2,163,835	2,024,778	6,950,732
貯蓄預金	5,092	25,093	5,031	5,031	5,031
別段預金	35,685	64,103	25,557	21,619	25,610
納税準備預金	6,049	4,790	4,972	5,111	6,231
定期預金	7,214,015	7,367,461	7,039,369	7,278,179	24,832,953
定期積金	516,390	482,947	522,241	538,216	844,822
貸出金残高	6,663,373	6,866,415	6,958,706	6,855,915	16,225,358
割引手形	485	1,344	791	—	—
手形貸付	127,096	134,424	163,035	65,268	119,849
証書貸付	6,297,979	6,495,303	6,567,768	6,584,941	14,755,463
当座貸越	237,812	235,342	227,110	205,706	1,350,046
有価証券残高	219,351	12,471	12,331	12,158	247,563
総資産額	10,507,255	10,614,802	10,476,317	10,653,451	36,042,863
純資産額	457,520	468,758	474,868	482,850	2,011,935
単体自己資本比率	7.09%	6.98%	7.15%	7.27%	11.87%
出資総額	235,441	233,697	232,386	230,846	1,836,609
出資総口数	470,882口	467,395口	464,772口	461,692口	3,673,219口
出資に対する配当金	—	2,332	2,326	2,303	—
職員数	20人	20人	18人	18人	61人

■ 預金に関する指標

● 預金種目別平均残高

(単位:千円)

種 目	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	2,189,851	22.09%	3,011,459	21.86%
定期性預金	7,723,081	77.90%	10,761,632	78.13%
合 計	9,912,933	100.00%	13,773,092	100.00%

● 金利区分別定期預金残高

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
定期預金	7,039,369	100.00%	24,832,953	100.00%
固定金利	7,039,369	100.00%	24,832,953	100.00%

■ 貸出金等に関する指標

● 貸出金科目別平均残高

(単位:千円)

科 目	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割引手形	96	0.00%	-	-
手形貸付	96,206	1.41%	78,195	0.92%
証書貸付	6,470,235	95.44%	7,942,555	94.36%
当座貸越	212,745	3.13%	395,805	4.70%
合 計	6,779,282	100.00%	8,416,556	100.00%

● 貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円)

業 種 別	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
製 造 業	32,262	0.47%	269,936	1.66%
農 業、林 業	5,703	0.08%	55,440	0.34%
漁 業	92,322	1.34%	58,192	0.35%
建 設 業	204,805	2.98%	1,093,749	6.74%
電気、ガス、熱供給、水道業	10,732	0.15%	18,932	0.11%
情報通信業	-	-	2,751	0.01%
運輸業、郵便業	-	-	65,910	0.40%
卸売業、小売業	273,501	3.98%	741,249	4.56%
金融業、保険業	102,514	1.49%	203,365	1.25%
不動産業	1,054,486	15.38%	1,922,307	11.84%
学術研究、専門・技術サービス業	79,420	1.15%	70,212	0.43%
宿泊業	143,860	2.09%	264,973	1.63%
飲食業	82,345	1.20%	108,823	0.67%
生活関連サービス業、娯楽業	79,313	1.15%	133,074	0.82%
教育・学術支援業	109,505	1.59%	90,085	0.55%
医療・福祉	4,862	0.07%	19,680	0.12%
その他のサービス	235,085	3.42%	598,096	3.68%
その他の産業	3,309	0.04%	5,630	0.03%
個 人	4,341,884	63.33%	10,502,945	64.73%
合 計	6,855,908	100.00%	16,225,358	100.00%

● 貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	平成29年3月期	平成30年3月期
貸出金償却額	25,491	45,441

● 金利区分別貸出金残高

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
貸出金残高	6,855,915	100.00%	16,225,358	100.00%
固定金利	3,896,760	56.84%	12,787,159	78.80%
変動金利	2,959,155	43.16%	3,438,199	21.19%

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:千円)

区 分	平成28年3月期	平成29年3月期
1店舗当りの預金残高	3,345,107	5,472,606
1店舗当りの貸出金残高	2,285,305	2,704,226

● 預金者別預金残高

(単位:百万円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	9,012	89.80%	30,737	93.61%
法 人	1,022	10.18%	2,098	6.38%
一般法人	1,022	10.18%	1,842	5.60%
金融機関	-	-	255	0.77%
合 計	10,035	100.00%	32,835	100.00%

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
消費者ローン	1,232,429	34.69%	12,010,473	79.53%
住宅ローン	2,319,537	65.30%	3,090,647	20.46%
合 計	3,551,966	100.00%	15,101,120	100.00%

● 貸出金担保別残高

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当組合預金積金	227,239	3.31%	299,674	1.84%
不 動 産	4,800,003	70.01%	8,375,921	51.62%
小 計	5,027,243	73.32%	8,675,595	53.46%
信用保証協会・信用保険	40,684	0.59%	115,573	0.71%
保 証	1,000,062	14.58%	1,871,023	11.53%
信 用	787,926	11.49%	5,563,166	34.28%
合 計	6,855,915	100.00%	16,225,358	100.00%

● 債務保証見返担保別残高

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
不 動 産	296	9.31%	2,813	63.83%
信用保証協会・信用保険	2,803	88.25%	-	-
信 用	77	2.42%	1,593	36.14%
合 計	3,176	100.00%	4,407	100.00%

● 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一般貸倒引当金	3,116	△ 1,148	283,617	280,501
個別貸倒引当金	323,901	△27,445	1,529,358	1,205,457
貸倒引当金合計	327,017	△28,593	1,812,976	1,485,959

● 貸出金使途別残高

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	2,783,380	40.59%	9,773,528	60.23%
設 備 資 金	4,072,535	59.40%	6,451,830	39.76%
合 計	6,855,915	100.00%	16,225,358	100.00%

■ 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期	平成30年3月期
職員1人当りの預金残高	557,517	538,289
職員1人当りの貸出金残高	380,884	265,989

■有価証券の時価等情報

◆売買目的有価証券

該当なし

◆満期保有目的の債券

該当なし

◆その他有価証券

(単位:千円)

	種 類	平成29年3月期			平成30年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地 方 債	-	-	-	84,859	82,500	2,359
	株 式	1,186	977	209	1,268	977	291
	合 計	1,186	977	209	86,127	83,477	2,650
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,232	1,995	△763	17,606	24,415	△6,809
	合 計	1,232	1,995	△763	17,606	24,415	△6,809

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◆子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

◆時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期	平成30年3月期
非 上 場 株 式	9,740	143,830
合 計	9,740	143,830

●有価証券種類別平均残高

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
地 方 債	-	-	14,383	26.80%
株 式	12,710	100.00%	39,279	73.19%
合 計	12,710	100.00%	53,662	100.00%

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位:千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
地 方 債	平成29年3月期	-	-	-	-	-	-
	平成30年3月期	5,000	20,000	25,000	34,859	-	84,859
株 式	平成29年3月期	-	-	-	-	12,158	12,158
	平成30年3月期	-	-	-	-	162,704	162,704
合 計	平成29年3月期	-	-	-	-	12,158	12,158
	平成30年3月期	5,000	20,000	25,000	34,859	162,704	247,563

■預貸率及び預証率

区 分		平成29年3月期	平成30年3月期
預 貸 率	期 末	68.31%	49.41%
	期 中 平 均	68.38%	61.10%
預 証 率	期 末	0.12%	0.75%
	期 中 平 均	0.12%	0.38%

■組合員の推移

区 分		平成29年3月期	平成30年3月期
個 人		6,971人	55,201人
法 人		442人	1,680人
合 計		7,413人	56,881人

■当組合の子会社

該当なし

粗利益

(単位:千円)

科 目	平成29年3月期	平成30年3月期
資金運用収益	197,569	304,040
資金調達費用	10,075	15,904
資金運用収支	187,494	288,136
役務取引等収益	4,187	7,272
役務取引等費用	31,555	41,172
役務取引等収支	△ 27,368	△ 33,900
その他業務収益	4,766	3,954
その他業務費用	-	406
その他業務収支	4,766	3,548
業務粗利益	164,892	257,784
業務粗利益率	1.61%	1.79%

業務純益

(単位:千円)

科 目	平成29年3月期	平成30年3月期
業務純益 (△は業務純損失)	8,494	△438,466

経費の内訳

(単位:千円)

科 目	平成29年3月期	平成30年3月期
人 件 費	102,073	460,579
報酬給料手当	84,698	423,886
退職給付費用	134	16,252
その他	17,240	20,440
物 件 費	52,559	101,722
事務費	30,535	58,177
固定資産費	7,431	17,877
事業費	5,213	9,541
人事厚生費	723	1,036
預金保険料	4,059	3,628
減価償却費	4,381	11,461
その他	214	-
税金	1,764	2,389
合 計	156,397	564,691

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成29年3月期	平成30年3月期
役務取引等収益	4,187	7,272
受入為替手数料	2,753	3,003
その他の受入手数料	1,434	4,268
役務取引等費用	31,555	41,172
支払為替手数料	1,060	2,090
その他の支払手数料	962	11,341
その他の役務取引等費用	29,532	27,740

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	平成29年3月期	平成30年3月期
受取利息の増減	△ 4,609	104,546
支払利息の増減	205	5,835

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

科 目	期 別	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	平成29年3月期	10,203,836	197,569	1.93%
	平成30年3月期	14,382,708	304,040	2.11%
うち貸出金	平成29年3月期	6,779,283	190,467	2.80%
	平成30年3月期	8,416,556	295,013	3.50%
うち預け金	平成29年3月期	3,365,832	4,936	0.14%
	平成30年3月期	5,860,158	6,171	0.10%
うち有価証券	平成29年3月期	12,710	334	2.62%
	平成30年3月期	53,662	452	0.84%
資金調達勘定	平成29年3月期	10,015,851	10,075	0.10%
	平成30年3月期	13,873,131	15,904	0.11%
うち預金積金	平成29年3月期	9,912,933	9,928	0.10%
	平成30年3月期	13,773,092	15,763	0.11%

総資産利益率

区 分	平成29年3月期	平成30年3月期
総資産経常利益率	0.12%	△76.70%
総資産当期純利益率	0.11%	△77.40%

資金利鞘等

区 分	平成29年3月期	平成30年3月期
資金運用利回(A)	1.93%	2.11%
資金調達原価率(B)	1.66%	4.20%
資金利鞘(A)-(B)	0.27%	△2.10%

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	平成29年3月期	平成30年3月期
その他の業務収益	4,766	3,954
合 計	4,766	3,954

その他業務
●代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区 分	平成29年3月期	平成30年3月期
全国信用協同組合連合会	296	2,065
(株)日本政策金融公庫	14,403	11,710
住宅金融支援機構	35,910	55,006
合 計	50,609	68,782

●内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	3,815件	3,232	15,694件	3,347
他金融機関向け	5,575件	3,164	30,658件	4,521
代金取立	20件	8	488件	278
他金融機関向け	21件	15	2件	0

店舗・営業地区一覽

平成30年7月1日 現在



当組合の営業地区は以下の
5市5町です。

- 佐世保市
- 平戸市
- 松浦市
- 大村市
- 西海市
- 北松浦郡佐々町
- 北松浦郡小値賀町
- 東彼杵郡波佐見町
- 東彼杵郡川棚町
- 東彼杵郡東彼杵町

本店 〒857-0875 佐世保市下京町9-12
☎0956-25-1105 ☎0120-0892-80

南支店 〒857-0841 佐世保市大宮町41-43
☎0956-31-2701

中央営業部 〒857-0873 佐世保市宮崎町3-18
☎0956-24-1717

大野支店 〒857-0136 佐世保市田原町16-44
☎0956-49-3121 ☎0120-0892-64

佐々支店 〒857-0311 北松浦郡佐々町本田原免84-1
☎0956-62-2118 ☎0120-0892-68

早岐支店 〒859-3215 佐世保市早岐1丁目14-22
☎0956-38-4031 ☎0120-0892-38

大村出張所 〒856-0822 大村市古町2丁目517-1
☎0957-54-1155 ☎0120-0892-54

本部 〒857-0804 佐世保市松川町1-19
☎0956-23-2111 ☎0120-32-0892

主要な事業の内容

- A：預金業務**
(イ) 預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金、定期預金、定期積金
- B：貸出業務**
(イ) 貸付
手形貸付、証書貸付、当座貸越
(ロ) 手形の割引
商業手形の割引
- C：商品有価証券売買業務**
取り扱っておりません。
- D：有価証券投資業務**
- E：国内為替業務**
送金為替・振込及び代金取立等
- F：外国為替業務**
取り扱っておりません。
- G：社債受託及び登録業務**
取り扱っておりません。
- H：金融先物取引等の受託等業務**
取り扱っておりません。
- I：付帯業務**
(イ) 債務の保証業務
(ロ) 有価証券の貸付業務
(ハ) 代理業務
全国信用協同組合連合会
株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
独立行政法人住宅金融支援機構
雇用・能力開発機構等
- (ニ) 地方公共団体の公金収納事務
(ホ) 払込金の受入証明事務
(ヘ) 保護預り業務

手数料一覽 (表示金額はいずれも消費税が含まれています)

平成30年7月1日 現在

項目	手数料名	取扱単位等	金額(円)	
			組合員	一般
預金	当座小切手帳	1冊(50枚綴り)	1,080	-
	約束手形帳	1冊(50枚綴り)	3,240	-
	キャッシュカード発行	1枚	1,620	1,620
	ローンカード発行	1枚	1,620	1,620
	通帳・証書再発行	1冊	1,080	1,080
関係	自己宛小切手発行手数料	1枚につき	540	540
		組合依頼分	無料	無料
証明書関係	残高証明書(預金・融資)	1通	540	540
	支払利息証明書	1通	540	540
	組合制定外帳票での証明書	1通	1,080	1,080
	返済予定表再発行	1通	540	540

項目	手数料名	取扱単位等	金額(円)	
			組合員	一般
融	証書貸付約定変更契約手数料(法的是変更は除く)	1回につき	1,080	-
	融資一部繰上げ返済(消費性は無料)	1件につき	10,800	-
	不動産担保事務取扱手数料(1,000万円以上) 注1	1件につき	54,000	-
	不動産担保事務取扱手数料(1,000万円未満) 注1	1件につき	21,600	-
関係	不動産担保事務取扱手数料(極度の増額)	1件につき	21,600	-
	不動産譲渡担保事務取扱手数料	1件につき	54,000	-

注1 追加設定の手数料は不要

A T M手数料(当組合ATMをご利用の場合) 金額(円)

	ご利用時間帯	金額(円)	
		当組合カード利用	当組合以外のカード
平日	9:00~18:00	無料 注2	無料 注3
	9:00~14:00	無料 注2	無料 注3
土曜日	9:00~17:00	無料 注2	216
	14:00~17:00	無料 注2	216
日/祝日	日・祝祭日及び正月3ヶ日のATMはお休みです。		

注2 他行ATMを利用した場合は手数料が必要ですが、組合員及びその家族様に限り合併後1年間、手数料を全額返却いたします。
注3 出金取引のみです。入金はその他と同様の手数料となります。

項目	手数料名	取扱単位等	金額(円)	
			組合員	一般
関係	振込手数料(窓口扱い)	本店	5万円未満	無料
		他店	5万円以上	216
		他店	5万円未満	324
		他店	5万円以上	324
		他店	5万円以上	540
	送金手数料	本店	5万円未満	648
		他行	5万円以上	648
		本店	5万円未満	648
		他店	5万円以上	648
		本店	5万円以上	648
代金取立手数料	本店	216	432	
	他店	216	432	
	他行	同地銀(生世保交換)	216	
	他行	至急扱い	1,080	
その他の手数料	振込・送金の相戻料			
	取立手形相戻料	1,080	1,296	
	取立手形店頭呈示料 不渡手形返却料			
振込手数料(ATM扱い)	本店	5万円未満	54	
	本店	5万円以上	108	
	他行	5万円未満	324	

項目	手数料名	取扱単位等	金額(円)	
			組合員	一般
個人情報開示請求	取引履歴紹介(預金・貸出金)	1枚	540	540
	お名前、ご住所、生年月日、性別、電話番号、勤務先情報	1枚	540	540
	ご利用なさっているサービスの種類に関する情報	1枚	540	540
	その他の情報	1枚	540	540

項目	手数料名	合計枚数(紙幣・硬貨)	金額(円)	
			組合員	一般
その他	窓口両替手数料	1~100枚まで	無料	無料
		101~1,000まで	無料	108
		1,001枚以上	無料	1,080

開示項目一覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

開示項目	記載ページ	開示項目	記載ページ
【ごあいさつ】			
【概況・組織に関する事項】		b エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	* 24
1 経営理念、経営姿勢、行動基準、人事理念	2	(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	* 25
2 事業の組織	* 14	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	* 25
3 役員一覧(理事及び監事の氏名及び役職名)	* 14	(6) 証券化エクスポートのリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	* 該当なし
4 店舗一覧(事務所の名称及び所在地)	* 32	(7) オペレーショナルリスクに関する事項	* 5
5 信用協同組合代理業者に関する事項	* 該当なし	① リスク管理の方針及び手続の概要	* 5
6 店舗外自動機器設置状況	該当なし	② オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称	* 22
7 営業地区一覧	32	(8) 出資等エクスポート又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要	* 26
8 組合員数	30	(9) 金利リスクに関する事項	* 26
9 子会社の状況	該当なし	① リスク管理の方針及び手続の概要	* 26
【主要な事業の内容】		② 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	* 26
1 主要な事業の内容	* 32	2 定量的な開示事項	* 20, 21
【主要な事業に関する事項】		(1) 自己資本の構成に関する事項	* 22
1 事業の概況	* 3	(2) 自己資本の充実度に関する事項	* 22
2 経常収益	* 28	① 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額	* 22
3 経常利益又は経常損失	* 28	a 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	* 22
4 当期純利益又は当期純損失	* 28	b 証券化エクスポート	* 該当なし
5 出資総額及び出資総口数	* 28	② オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及び使用する手法ごとの額	* 22
6 純資産額	* 28	③ 単体自己資本比率の分母の額に四パーセントを乗じた額	* 22
7 総資産額	* 28	(3) 信用リスク(証券化エクスポートを除く。)に関する事項	* 23
8 預金積金残高	* 28	① 信用リスクに関するエクスポートの期末残高及びエクスポートの主な種類別の内訳	* 23
9 貸出金残高	* 28	② 信用リスクに関するエクスポートの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポートの主な種類別の内訳	* 23
10 有価証券残高	* 28	a 業種別	* 23
11 単体自己資本比率	* 28	b 残存期間別	* 23
12 出資に対する配当金	* 28	③ 業種別の三月以上延滞エクスポートの期末残高	* 23
13 職員数	* 28	④ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	* 23
【主要な業務の状況を示す指標】		⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額及び貸出金償却の額	* 24
1 業務粗利益及び業務粗利益率	* 31	⑥ 標準的手法が適用されるエクスポートについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに資本控除した額	* 24
2 業務純益	* 31	(4) 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	* 25
3 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	* 31	① 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額	* 25
4 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	* 31	a 適格金融資産担保	* 25
5 受取利息及び支払利息の増減	* 31	② 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートの額	* 25
6 役員取引の内訳	31	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	* 該当なし
7 その他業務収益の内訳	31	(6) 証券化エクスポートに関する事項	* 該当なし
8 経費の内訳	31	(7) 出資等又は株式等エクスポートに関する事項	* 26
9 総資産経常利益率	* 31	① 貸借対照表計上額、時価	* 26
10 総資産当期純利益率	* 31	a 上場している出資等又は株式等エクスポート	* 26
【預金に関する指標】		b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポート	* 26
1 預金種目別平均残高(流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金)	* 29	② 出資等又は株式等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額	* 26
2 預金者別預金残高	29	③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	* 26
3 金利区分別定期預金残高(固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの残高)	* 29	④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	* 該当なし
4 財形貯蓄残高	取扱いなし	(8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	* 26
5 職員1人当り預金残高	29	【その他の業務】	
6 1店舗当り預金残高	29	1 内国為替取扱実績	31
【貸出金等に関する指標】		2 外国為替取扱実績	取扱いなし
1 貸出金種目別平均残高	* 29	3 公社債窓販実績	取扱いなし
2 金利区分別貸出金残高(固定金利、変動金利の区分ごとの残高)	* 29	4 公社債引受額	取扱いなし
3 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	* 29	5 手数料一覧	32
4 貸出金使途別残高	* 29	【その他】	
5 貸出金業種別残高・構成比	* 29	1 トピックス	1
6 預貸率(期末値及び期中平均)	* 30	2 沿革・歩み	1
7 消費者ローン・住宅ローン残高	29	3 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	* 6.7
8 代理貸付残高の内訳	31	4 個人情報保護宣言	8
9 職員1人当り貸出金残高	29	5 金融円滑化に関する情報開示	10, 11
10 1店舗当り貸出金残高	29	6 総代会等に関する情報開示	13
【有価証券に関する指標】		7 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	* 12
1 商品有価証券の種類別平均残高	* 取扱いなし	8 報酬体系について	27
2 有価証券の種類別の残存期間別残高	* 30	9 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	27
3 有価証券の種類別の平均残高	* 30	10 電子決済等代行者との連携及び協働に係る方針	* 27
4 預証率(期末値及び期中平均)	* 30		
【事業の運営に関する事項】			
1 リスク管理の体制	* 4, 5		
2 法令遵守の体制	* 12		
【財産の状況に関する事項】			
1 貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書	* 16, 17, 18		
2 リスク管理債権及び同債権に対する保全額	* 19		
3 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	* 19		
4 有価証券、金銭の信託等の評価	* 30		
5 外貨建資産残高	取扱いなし		
6 オフバランス取引の状況	取扱いなし		
7 先物取引の時価情報	取扱いなし		
8 オプション取引の時価情報	取扱いなし		
9 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	* 29		
10 貸出金償却の額	* 29		
11 内部監査有効性の確認	19		
12 会計監査法人による監査	* 該当なし		
【自己資本の充実の状況】			
1 定性的な開示事項	* 22		
(1) 自己資本調達手段の概要	* 22		
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	* 22		
(3) 信用リスクに関する事項	* 24		
① リスク管理の方針及び手続の概要	* 24		
② 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項	* 24		
a リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	* 24		



 **西海みずき信用組合**

ホームページアドレス…<https://saikaimizuki.co.jp>

